

平成30年度
サステナブル建築物等先導事業
(次世代住宅型)
【第1回公募】

募集要領

平成30年4月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、改善が図られない場合には交付決定を取り消す場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消しを行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、交付済補助金額のうち取消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料(提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類)等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。国土交通省による検査のほか、会計検査院による検査が行われる場合があります。
- 8 事業完了後も、本募集要領に規定する適正な財産管理が必要です。
- 9 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。補助金の返還が生じる場合があります。

目 次

1.	事業の概要	1
1.1	事業の趣旨	1
1.2	公募する事業の種類	2
2.	事業の内容	4
2.1	事業の要件	4
2.2	評価の視点	5
2.3	提案者・補助を受ける者	6
2.4	補助額	6
2.5	留意事項	9
3.	事業の実施方法	10
3.1	手続き	10
3.2	提案の評価	10
3.3	事業の採択	11
3.4	補助の期間	11
3.5	補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い	11
4.	補助金の交付等	13
4.1	交付申請	13
4.2	交付決定	13
4.3	補助事業の計画変更	13
4.4	完了実績報告及び補助金の額の確定	14
4.5	複数年度にまたがる事業の場合	14
4.6	事業中及び事業完了後の留意点	15
4.6.1	取得財産の管理等について	15
4.6.2	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	15
4.6.3	取組状況の報告	15
4.6.4	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	15
4.6.5	情報提供	15
4.6.6	その他	16

5.	情報の取り扱い等について	17
5.1	情報の公開・活用について	17
5.2	個人情報の利用目的.....	17
6.	応募方法.....	18
6.1	公募期間	18
6.2	提出先、問い合わせ先、資料の配布	18
6.3	提出方法	18
6.4	提出書類	18

1. 事業の概要

1.1 事業の趣旨

家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物において、より効果の高い省エネ・省CO₂技術の採用、複数技術の最適効率化による組み合わせ、複数建物によるエネルギー融通、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策などに係る先導性の高い省エネ・省CO₂対策を強力に推進することが期待されています。

また、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する木造建築物は低炭素社会の実現に貢献することから、先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備を強力に推進することも期待されます。

さらには、単身世帯の増加、少子高齢化、介護分野の人材不足等の社会状況を踏まえ、IoT技術等の活用による住宅や住生活の質の向上、住生活関連の新たなビジネス市場の創出・拡大の促進による住生活関連産業の成長が求められています。

「サステナブル建築物等先導事業」では、これまでサステナブル性という共通価値観を有する省エネ・省CO₂や木造・木質化による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して、国が予算の範囲内で支援しておりますが、平成29年度より、これらに加えてIoT技術等の活用により、住宅の市場価値を高めるとともに、居住・生産環境の向上を図る取組に対して、「サステナブル建築物等先導事業の次世代住宅型（以下、「本事業」という）」として支援を行っています。こうした取組について関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的とします。

(参考)

■ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）

【産業・地域からの視点】

目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

（基本的な施策）

(4) 生活の利便性の向上と新たな市場創出のため、子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス※市場の創出・拡大を促進するとともに、住生活産業の海外展開を支援するなど、我が国の住生活産業の成長を促進

※ 家事代行、暮らしのトラブル駆けつけ、防犯・セキュリティ技術、保管クリーニング、粗大ゴミ搬出、家具移動、食事宅配、ICT対応型住宅、遠隔健康管理、IoT住宅、ロボット技術等

■ 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

ii) 次世代住宅の普及促進

多様な居住ニーズに対応するとともに、IoT技術等の新技術に関連する住生活産業の成長を図るため、IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等の先進的な次世代住宅について、本年度中を目途に、関係省庁や住宅関連メーカー等と連携し、先進事例の収集等を通じた次世代住宅の備えるべき機能やその将来像の検討、海外市場も視野に入れた普及に向け、関連機器等の規格の導入促進の在り方等も含め、様々な課題抽出等を行う。

1.2 公募する事業の種類

住宅（住宅設備機器を含む）において、I o T技術等を活用して、以下に掲げるテーマに該当する住宅・サービスを実現しようとして、実用化に向けた課題・効果等の実証事業を行うプロジェクト（次の①と③の組み合わせ、②と③の組み合わせ又は③の取組）であって、モデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。

なお、提案に際しては、「I o T技術等を活用した次世代住宅懇談会とりまとめ（以下「懇談会とりまとめ」という。）」¹を踏まえるとともに、平成29年度公募における評価委員会の評価結果²を参考にしてください。

＜公募する住宅や住生活の質の向上に向けた取組テーマ＞

公募に際しては、懇談会とりまとめで示された以下に掲げる(1)～(6)の取組テーマに沿った提案や(7)その他の提案を求めます。

なお、国土交通省では紙おむつの下水道への受入に向けた検討を進めている³ことから、宅内での高齢者本人・介護者等の負担軽減を可能とする住宅・サービスや高齢者等向けの入所・入居の用に供する有料老人ホーム等におけるスタッフの介護負担軽減を可能とする施設・サービスを実現しうるものとして、紙おむつの宅内処理等に関する提案を優先課題として求めます。

(1) 高齢者・障がい者等の自立支援【安全・安心、快適】

高齢者や障がい者等にとって、プライバシーが確保されつつ、自立的な日常生活（建具等の自動開閉、移動支援、自力での入浴や排泄）を可能とする住宅や、災害時の自立的な避難（災害情報の通知、避難のための経路確保・移動支援）を可能とする住宅・サービスの実現

(2) 健康管理の支援【安全・安心、快適】

高齢者等にとって、プライバシーが確保されつつ、病気の早期発見を可能とし、なるべく長く健康かつ自立的な生活を送ることを可能とする住宅・サービスの実現

(3) 防犯対策の充実【安全・安心】

居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、子どもをはじめとする居住者の安全・安心の確保を可能とする住宅・サービスの実現

(4) 家事負担の軽減、時間短縮【安全・安心、生産性の向上】

住宅のレイアウト変更や掃除、メンテナンスの容易性を前提とし、子どもにとっての安全性にも配慮して、家事負担（子どもの見守りを含む）の軽減を可能とする住宅・サービスの実現

(5) コミュニティの維持・形成【安全・安心】

居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、高齢者等が地域のサポートや繋がりといった共助を得られる仕組みや、マンション居住者同士でのサポートや繋がりといった

¹ 懇談会とりまとめ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000134.html

² 平成29年度第1回公募の採択結果 http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000754.html

平成29年度第2回公募の採択結果 http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000776.html

³ 下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討ロードマップ
http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000368.html

共助が促される住宅・サービスの実現

(6) 物流効率化への貢献【生産性の向上】

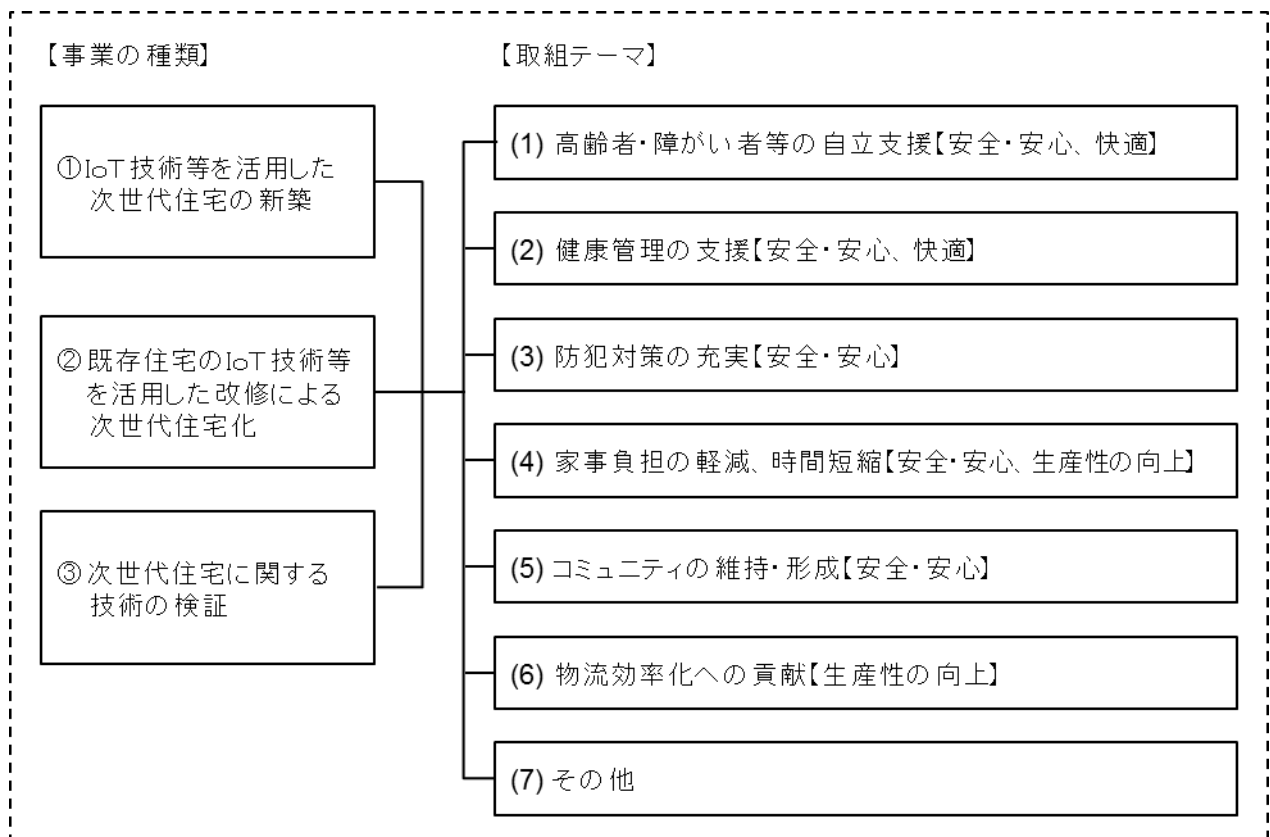
住宅のセキュリティや居住者のプライバシーを確保しつつ、不在再配達削減を可能とする住宅・サービスの実現

(7) その他

上記以外のものであっても、安全・安心の向上や省エネ化・省資源化、健康の増進、外部不経済の排除、利便性の向上等に資するものについては公募の対象とし、住宅や住生活の質の向上について、モデル性、先導性が高いと評価されれば、補助の対象とします。

- ※ 対象は原則住宅としますが、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの高齢者・障害者等の入所・入居の用に供する建築物も対象となります。
- ※ 住宅は、新築・既存によらず、戸建住宅・共同住宅のいずれも対象とします。
- ※ 単体の住宅だけではなく、複数の住宅（複数敷地、街区単位のもの等を含む）によるプロジェクトも対象とします。
- ※ 上記の募集テーマについて、複数のテーマを組み合わせで提案することができます。ただし、採択はテーマごとに行います。
- ※ 原則として実用化段階の技術を住宅・建築物に組み入れているプロジェクトを対象としており、本事業により基礎的な技術開発を行うことを目的とするものではありません。
- ※ 採択プロジェクトには、早期に発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮します。また、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

<事業の種類>



2. 事業の内容

2.1 事業の要件

次の(1)～(4)の全ての要件に該当するものであることが必要です。

(1) I o T 技術等の活用に関する要件

次のイ)及びロ)に該当するものであること。

イ) 1.2に掲げる取組テーマに関し、I o T 技術等を活用して行う取組であって、住宅や住生活の質の向上への効果や課題等を検証するための実証事業を実施するものであること。

※ 本事業における「I o T 技術等」とは、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術をはじめとして、要素技術としては確立されているものを、住宅において新たに活用すること（既存設備等と組み合わせることを含む。）により、新たな機能や価値を付加するものとします。

ロ) 住宅（住宅設備機器を含む）において実施することが、ポータブル又はウェアラブルの機器を活用した取組よりも、効果的かつ合理的であると認められるものであること。

※ サービスの提供についても、I o T 技術等を活用した住宅（住宅設備機器を含む）の整備と一体的に行われるものであることが必要です。

(2) 住宅に関する要件⁴

対象とする住宅に応じて、次の①又は②のいずれかに該当するものであること。

① 新築住宅

イ) 建築物省エネ法⁵に基づく「建築物のエネルギー消費性能確保のために定める基準（以下「平成28年省エネ基準」という。）⁶を満たしているものであること。

ロ) 住宅の敷地内及び住宅内（共同住宅にあっては住戸内及び共用部）が自走式車いすでの移動が容易となるようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に配慮されているものであること。

※ 取組テーマが、1.2の(1)(2)(5)である場合は、原則として、専用部・共用部とも、高齢者等配慮対策等級⁷を満たすことを要件とします。その他の取組テーマである場合は提案における配慮内容を評価します。

ハ) 管理開始後の清掃・点検・修繕等の維持管理及び将来の家族構成の変化等にも対応したリフォームが容易となるよう配慮されているものであること。

ニ) 設備機器やセンサー等の増設に伴う電気及び情報通信に係る回線数や容量の増に対応可能なよう配慮されているものであること。

② 既存住宅

改修後の状態が次に掲げる事項の全てに該当するものであること。

⁴ 【事業の種類】のうち「③次世代住宅に関する技術の検証」のみを行おうとする提案にあっては、住宅の整備を伴いませんので、住宅に関する要件は適用されません（住宅の整備を伴わないので建設工事費の補助対象にもなりません）。

⁵ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」

⁶ 「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」に規定されるエネルギー消費性能基準のことをいいます。

⁷ 「評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）」に規定される高齢者等配慮対策等級のことをいいます。

- イ) 耐震性を有するものであること。
- ロ) 平成 28 年省エネ基準に適合するものであること。
- ハ) 住宅の敷地内及び住宅内（共同住宅にあっては住戸内及び共用部）が自走式車いすでの移動が容易となるようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に配慮されているものであること。

※ 取組テーマが、1.2の(1)(2)(5)である場合は、原則として、専用部・共用部とも、高齢者等配慮対策等級3を満たすことを要件とします。その他の取組テーマである場合は提案における配慮内容を評価します。

(3) 個人情報等の取扱いに関する事項

実証段階のみならず、実用化段階も含め、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関して配慮されており、その取組方針が示されているものであること。

※ 提案事業における個人情報の取扱いの有無を明確にし、個人情報を取扱う場合にあっては、プライバシーポリシーの策定の有無、個人情報の管理に関する具体的な取組内容を提案書において明らかにすること。

(4) 事業の着手に関する事項

平成30年度中に事業に着手（住宅等の建設・改修については、設計又は建築工事の着手や委託契約の締結）するものを補助対象とします。事業の採択時点で既に着手している事業については、原則として補助対象になりません。

2.2 評価の視点

提案事業は、学識経験者からなる評価委員会において、以下の視点により総合的に評価します。その際、「IoT技術等を活用した次世代住宅懇談会とりまとめ」で示される課題等への対応を図ろうとする提案を評価します。

- ① 住宅や住生活の質の向上の内容とその実現方策、実現した場合に想定される効果の明示
提案により実現を図ろうとする住宅や住生活の質の向上の内容とともに、その実現のために用いようとするIoT技術等及び用い方など具体的な実現方策が明らかであるもの
提案が実現された場合に期待される住宅や住生活の質の向上、介護・家事の負担軽減・時間短縮や宅配等に係る配達時間の縮減等生産性の向上等に関する効果とその算出根拠等とともに定量的に示されているもの
- ② 実証しようとする課題・方法等の明確性
上記①の効果、居住者や利用者が実際に利用した上での使用性・効果・コスト感に関する意識調査、供給側の理解度や普及にむけての課題などの実証しようとする内容や、その実証方法、実施体制が具体的に示されているもの
- ③ 先導性・創意工夫
IoT技術等を活用することにより、技術的に困難なことを解消するもの、サービス提供等を効率的・効果的に行うもの等、先導的な提案や創意工夫を含むもの
- ④ 実現可能性

実現しようとするサービス等の提供体制、実証に必要な事業規模、事業スケジュール等、実現可能性が高いもの。

⑤ 波及効果・普及可能性

提案されるシステムやデータフォーマット、API等がオープンであるなど他の事業への波及効果が期待されるもの、既存住宅ストックへの普及可能性に優れたもの

⑥ 多様な事業効果

取組テーマの実現に加えて、地域の活性化、新たな雇用の創出等の副次的な効果が期待されるもの等多様な事業効果が期待されるもの

2.3 提案者・補助を受ける者

(1) 提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、これらの事業を行おうとする者からなるグループでの提案も可能です。

- ・IoT技術等を活用した住宅の供給を行う事業者（住宅の建設業者、販売業者、リフォーム業者等）
- ・IoT技術等を活用して住生活関連サービスを提供する事業者（エネルギー供給事業者、小売事業者、医療法人、介護事業者、警備業者等）

なお、補助の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

(2) 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。なお、グループで提案する場合には、補助金の交付手続きを行う代表者を決めていただきます。

また、補助事業により整備された住宅を販売する場合や建築主から住宅の建築工事又はリフォーム工事を請け負う場合は、住宅の購入者又は建築主に対して、住宅の整備に係る補助金相当分を還元する必要があります。

過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しにより補助金の返還を求められたことのある者等(団体を含む)の本補助金への申請を原則として制限します。

2.4 補助額

補助額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費の合計です。なお、採択プロジェクト当たりの補助限度額は、原則5億円とします。ただし、評価委員会において認められた場合はこれを超えることができることとします。

補助金の交付申請可能額については、提案された内容について評価委員会(3.2参照)の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、次の①～④の費用を合計した額の2分の1以内の額とし

す。なお、住宅の整備に要する費用については、継続的に使用する住宅において提案に係る実証を行う場合は①～③の費用として、一時的な施設を整備して提案に係る実証を行う場合は④の費用として計上します。

これらの費用のうち、②及び③の費用に対する補助額を合計した額は、共同住宅の新築の事業については、マネジメントシステムを含めた建設工事費総額の5%を、共同住宅の改修及び戸建て住宅（新築・改修）の事業については戸当たり300万円を、補助限度額とします（別途、その他の費用に対する補助も含めた補助額の合計額に対して、採択プロジェクト当たりの補助限度額5億円の上限が適用されます。）

① 調査設計計画費

a. I o T技術等を活用するための設計費等

I o T技術等を活用した場合のシミュレーションなど、提案に係るI o T技術等を活用するために付加的に必要となる設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限り、住宅の設計において一般的に必要な費用相当分は対象外とする。）。

なお、調査や設計、計画のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証や基準適合認定を取得するための費用、環境効率や省エネルギー性能を表示するための費用として、下記を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

イ) 設計一次エネルギー消費量やB E I 値⁸等の計算に要する費用

ロ) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）

ハ) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

② 建設工事費

1)～2)の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用⁹を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用¹⁰を対象とします。

1) 新築の場合

住宅の建設工事費のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を助成の対象とします。当該技術を導入するために住宅の床面積が増加している場合は、建設工事費の床面積按分で算出してください。

上記の工事費に加えて、以下に該当する工事費を補助対象とすることができます。

⁸ 「設計一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」を「基準一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」で除して得た値

⁹ 家電製品に要する費用は含まれません（補助対象外）。

¹⁰ 採択通知において補助対象となる工事内容を決定します。このため、提案申請時に記載されていない内容は補助対象とすることはできませんので、提案申請に当たっては、付加的な仕様とする内容を記載する必要があります。

- イ) 2.1 (2) ①イ)で求める基準以上に省エネルギー性能を向上させるために必要となる工事費とし、具体的にはB E I 値を 1.0 (戸建住宅の場合は 0.9) から 0.8¹¹以下とするための掛かり増し分とする。ただし、省エネルギー性能向上のための補助額は、原則戸あたり 100 万円を上限とする。
- ロ) 2.1 (2) ①ロ)で求める基準以上にバリアフリー化を図るために必要となる工事費とし、具体的には高齢者等配慮対策等級¹² 4 から高齢者等配慮対策等級 5 とするための掛かり増し分とする。
- ハ) 2.1 (2) ①ハ)を満たすための工事費とし、具体的には、維持管理対策等級 2 から維持管理対策等級 3 にするための掛かり増し分と更新対策等級 2 から更新対策等級 3 とするための掛かり増し分とする。
- ニ) 2.1 (2) ①ニ)を満たすための工事費とし、具体的には、電気又は情報通信に係る回線の数・容量を(将来の増設への対応も含めて)増大させつための工事等の通常の住宅の仕様からの掛かり増し分とする。

2) 改修の場合

住宅(住宅設備を含む。)の改修費のうち、提案を採択された I o T 技術等を活用した改修に係る費用を助成の対象とします。

上記の工事費に加えて、以下に該当する工事費を補助対象とすることができます。

- イ) 2.1 (2) ②イ)で求める基準に適合させるために必要となる工事費(耐震改修に要する費用)
- ロ) 2.1 (2) ②ロ)で求める基準に適合させるために必要となる工事費(バリアフリー改修その他の高齢者・障害者等が利用しやすいものとするための工事に要する費用)
- ハ) 通常の住宅の仕様からの掛かり増し分(点検口の設置工事、維持管理しやすい給排水管への更新・付け替え工事、電気又は情報通信のに係る回線の数・容量を(将来の増設への対応も含めて)増大させるための工事等に要する費用)とする。

③ マネジメントシステムの整備の場合

I o T 技術等を活用して住宅の建具・設備等を総合的に制御するため、住宅内に設けられるマネジメントシステムの整備に要する費用及びその運用に要する別表 1 - (1) に掲げる費用を助成の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④ 技術の検証費

提案を採択された I o T 技術等の効果や課題の検証に要する費用で、実験・検証(展示を行うものを含む。)のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間(展示の期間を含む。以下同じ)中の減

¹¹ B E I 値の算定に当たっては、太陽光発電に係る削減効果を除くものとする

¹² 日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)による

償却に要する費用として、整備費×0.9×(実験・検証期間の年数/7年)の費用を補助対象とします。

また、実験・検証に要する費用は、別表1-(1)に掲げる経費を補助対象とします。

※ 太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合もあります。

(2) 附帯事務費

別表2-(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額(国費)の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

2.5 留意事項

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

3. 事業の実施方法

補助事業に着手する前に、『事業提案の応募』と『補助金の交付申請』の二段階の手続きを経る必要があります。それぞれの手続きの概要は、以下のとおりです。

3.1 手続き

(1) 事業提案の応募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募しますので、募集期間（提出〆切り期限まで）に、評価委員会事務局あてに、応募書類を提出してください。

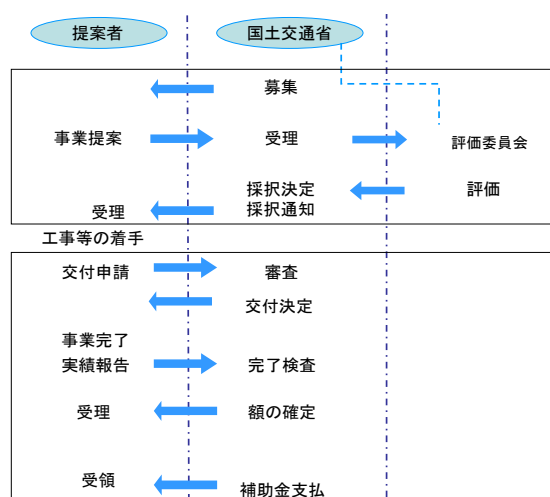
(2) 補助金の交付申請

採択通知を受け取った後、所定の時期（採択通知とあわせ、交付申請等マニュアルによりお示しします。）に交付申請を行い、交付決定を受けるとともに、補助事業の完了後に実績報告を行っていただく必要があります。

なお、補助事業への着手は、原則として交付決定通知日以降可能となります。当該通知日よりも前に着手した事業については、補助対象になりませんので注意してください。

ただし、本事業においては、採択通知日をもって事業の着手を可能とします。この場合、補助金の交付を約束するものではないので留意してください。

- 補助事業の着手時期については、設計や工事等の契約日をもって判断しますので、補助事業に係る契約は、交付決定通知の日付以降に締結してください。
- 補助対象としない設計等については、交付決定前に契約を締結し、実施しても差し支えありません。



※ 交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、国土交通省、又は公募により採択された事務事業者が行います。

3.2 提案の評価

(1) 評価の実施体制

応募課題の評価は、学識経験者等からなるサステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)評価委員会において行われます。また、必要に応じて、専門的検討を行うための専門委員を

設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案の評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案の評価に関わることはできません。

（２）評価の手順

評価委員会の議事及び議事録については非公開・非公表とし、評価に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

評価にあたっては、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、必要に応じてヒアリング審査※を行います。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われなかった場合には評価の対象外となる場合があります。

また、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても評価の対象外となる場合があります。

※ ヒアリング審査を行う提案について、平成30年度募集では、5月下旬にヒアリング審査を行う予定です。

3.3 事業の採択

評価委員会の評価結果の報告を受け、国土交通省が、採択プロジェクトを決定し、応募者に通知します。

3.4 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、平成30年度中に事業に着手するものを対象とします。採択された事業であっても、平成30年度中に着手に至らないものについては、補助の対象にはなりません。補助事業の期間は、概ね3年間を超えない範囲としてください。

3.5 補助事業を複数の年度にわたって実施する場合の取扱い

また、複数年度にわたる工事請負契約を締結することが予め見込まれる場合にあつては、補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計の承認を受ける必要があります。補助金は、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に交付します。平成30年度は、平成30年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次

年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、平成31年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

4. 補助金の交付等

採択通知とあわせて、交付申請先や必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせします。選定された提案者に対し、サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）補助金交付申請等マニュアル（以下「交付申請等マニュアル」といいます。）を配布いたしますので、その内容に従い交付申請等の手続きをしてください。

4.1 交付申請

(1) 申請手続き

交付申請は採択後に配布される交付申請等マニュアルにより定められた期間に行ってください。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

(2) 交付申請に際しての留意事項

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

また、補助を受けようとする者が以下の①～④の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。3者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ① 補助を受けようとする者（法人の場合はその役員）自身が代表を務める企業等
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助を受けようとする者（法人を含む）の関係会社（上記②を除く）
- ④ 補助を受けようとする者（法人の場合はその役員）が役員に就任している企業

※補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

4.2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用が含まれないこと。

4.3 補助事業の計画変更

補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

す。

- ① 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

4.4 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付申請等マニュアルに示された手続きに従い「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省、又は公募により採択された事務事業者は、「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されているか否かについて、書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行います。その際、「補助事業完了実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書等）等の提出を求めます。

審査の結果、報告された補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助事業者に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

4.5 複数年度にわたる事業の場合

複数年度にわたる事業の場合には、次のとおりとなります。

- (1) 複数年度にわたる工事請負契約を締結することが予め見込まれる場合にあつては、補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計の承認を受ける必要があります。
- (2) (承認を受けた場合はその計画に従い、) 初年度の交付申請を4.1～4.4に準じて実施します。
- (3) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、初年度の交付決定時に通知するスケジュールに沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (4) 全体設計の承認を受けた年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (5) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものについては、原則単年度で業務を完了させてください。複数年度にわたる契約により実施しようとする場合は、交付申請前（全体設計の承認を受ける場合はその前）にあらかじめご相談ください。

4.6 事業中及び事業完了後の留意点

4.6.1 取得財産の管理等について

補助事業者（補助金の交付を受けた者に限り、以下、4.6において同じ。）は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行わなければなりません。

補助事業者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、住宅については、住宅の販売等を前提とした提案の場合にあつては、住宅として譲渡し、貸し付け、又は住宅ローンの担保に供することは、補助の目的の範囲内となります。

なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があつた場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

4.6.2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱、交付申請等マニュアルに違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4.6.3 取組状況の報告

補助事業者には、4.4の完了実績報告とは別に、補助期間終了後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、提案事業に係る取組状況についての報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供についての協力について相談させていただくことがあります。

4.6.4 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者は、シンポジウムの参画等普及・啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、次世代住宅に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

4.6.5 情報提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。具体的に

は補助事業により整備された住宅等及び実証事業の実施内容及びその成果の概要、I o T技術等を活用した次世代住宅の普及に関する情報の提供をしていただきます。

また、この情報については、国土交通省等に適宜提供をいただきます。国土交通省等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

4.6.6 その他

この募集要領及び別に示す交付申請等マニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け国住生第9号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5.1 情報の公開・活用について

(1) 報道発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等を報道発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的にIoT技術等を活用した次世代住宅の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当部局に対して、当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 応募方法

6.1 公募期間

平成30年4月2日（月）～平成30年5月11日（金） 必着

6.2 提出先、問い合わせ先、資料の配布

質問・相談については、**原則として、電子メール（またはファックス）**でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

募集要領は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可）。また次ページに記載のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

〒105-8308 東京都港区虎ノ門 4-3-12

日経BP総研 社会インフラ ラボ

ホームページ：<http://project.nikkeibp.co.jp/jisedai/>

※問い合わせは電子メール（jisedai@nikkeibp.co.jp）でお送りください

電話：03-6811-8835（平日：9時30分～17時30分）

6.3 提出方法

郵送(※)とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「応募書類在中」と記入してください。

（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

6.4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に提案する事業の種類及び事業区分に応じ、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。

※ 注意事項

- 1) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

提出事業の種類（住宅の新築、既存住宅の改修、IoT技術等に係るマネジメントシステムの整備、IoT技術等に関する技術の検証）に応じた様式にて、提出書類一覧表に掲げる1)

～4)の必要部数を揃えて、提出してください。なお、複数テーマの組み合わせの場合、提案する事業に応じた様式をそれぞれ作成して、添付してください。

提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 申請書	①提案申請書	5部 (正1部、 コピー4部)	様式1
2) 応募図書	②フェイスシート 提案概要		様式2-1
	③フェイスシート グループ構成員の概要		様式2-2
	④プロジェクトの全体概要		様式3
	⑤導入するI o T技術等の内容		様式4-1
	⑥取組対象とする住宅に関する説明		様式4-2
	⑦個人情報保護・情報セキュリティに関する事項		様式4-3
	⑧提案しようとする住宅の種類と検証に必要な棟数・戸数の根拠		様式5
	⑨経費の内訳		様式6
	⑩補助対象となる掛かり増し分の仕様と補助要望額の根拠		様式7
	⑪提案概要		パワーポイント(横)、
3) 添付図書	⑫参考資料	2部	
4) CD-R	上記①～⑪の応募書類の電子ファイルを格納したもの(提案申請書様式のExcel ファイルを必ず格納すること。)	2枚	

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書〈様式1〉

- ・提案事業の種類(提案テーマ)を明記してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。

②フェイスシートー提案概要〈様式2-1〉

- ・原則として、A4サイズ1枚に収めて下さい。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。

③グループ構成員の概要〈様式2-2〉

- ・グループ構成員の名称とそれぞれの本事業における役割(住宅供給事業者、住生活関連サービス提供事業者、I o T機器等の供給事業者、システム開発事業者、取得したデータの

分析を担当する者 等) を簡潔に記載します。

- ・また、住宅供給者事業者（請負・販売）の場合については、それぞれの過去3年間の住宅の供給実績を記載します。

④プロジェクトの全体概要<様式3>

- ・応募書類はA3サイズ1枚を限度とします。
- ・プロジェクトの全体像を記載すること。
- ・また、住宅におけるI・T技術等の適用内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で活用するI・T機器等の内容、及び対応するテーマとの関係を記述すること。

⑤導入するI・T技術等の内容<様式4-1>

- ・応募書類は取組テーマ毎にA4サイズ5枚を限度とします。ただし、複数テーマに取り組む場合であっても、10枚を限度とします。
- ・様式1の取組テーマ(1)高齢者・障がい者等の自立支援～(7)その他を明らかにすること。
- ・複数テーマに取り組む場合は、テーマ毎に本様式を作成すること。

⑥取組対象とする住宅に関する説明<様式4-2>

- ・応募書類はA4サイズ2枚を限度とします。
- ・住宅の省エネルギー化及びユニバーサルデザイン化に関する取組方針等を記載すること。
- ・対象住宅については、新築住宅と既存住宅の別を明らかにして記載すること。

⑦情報セキュリティ・個人情報保護に関する事項<様式4-3>

- ・応募書類はA4サイズ2枚を限度とします。
- ・実証段階のみならず、実用化段階も視野に入れて記載すること。

⑧提案しようとする住宅の種類と検証に必要な棟数・戸数の根拠<様式5>

- ・応募書類はA4サイズ2枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出します。

⑨経費の内訳<様式6>

- ・応募書類はA4サイズとして下さい。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分を区分し、経費の内訳を記入して下さい。

⑩補助対象となる掛かり増し分の仕様と補助要望額の根拠<様式7>

- ・本事業の補助対象となる掛かり増し分の仕様を具体的に記載してください。ここに記載がないものについては、補助対象となりません。

⑪提案概要

- ・提案が採択された場合に、プレスリリースなどで公表する資料となります。パワーポイント

- ト（横）に事業の概要をまとめて提出してください。
- ・様式3の内容を中心に、プロジェクトの全体像を記述してください。
 - ・実証内容を必ず記述してください。
 - ・取組テーマが複数にわたる場合には、テーマごとに記述してください。

⑫参考資料

- ・提案内容を補足するための参考資料を添付することができます。
- ・ただし、余りにも大部の資料の場合には評価委員会事務局で取捨選択する場合があります。

別表 1 - (1) : 直接経費

項 目	説 明
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。なお、価格が2万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
消耗品費	事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価
旅 費	当該事業に参加する者が事業の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）
謝 金	当該事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
賃 金	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費
役 務 費	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 2 - (1) : 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、消耗品費等

別表 2 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—